

北播磨総合医療センター企業団病院事業基金条例

〔令和6年2月26日〕
〔条例第3号〕

(趣旨)

第1条 北播磨総合医療センター企業団が設置する基金(以下「基金」という。)については、この条例に定めるところによる。

(名称及び目的)

第2条 基金の名称及び目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 引当金運用基金 健全な運営に資する。
- (2) 研究奨励等基金 医療研究に要する費用に資する。
- (3) 寄附金活用基金 医療職員確保及び資質の向上、施設設備の整備に要する費用に資する。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 前条第1号基金 固定負債引当金として引き当てられた額
- (2) 前条第2号基金
 - ア 治験収入
 - イ 業務受託収入
 - ウ 前ア及びイに準じる収入
- (3) 前条第3号基金 前条第3号の目的に沿う寄附金の額

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、毎会計年度の北播磨総合医療センター企業団病院事業会計予算に計上して、病院事業に要する経費のために支出するものとする。

(処分)

第6条 基金は、その設置の目的を達成するために必要な場合に限り、予算に計上して処分することができる。

(繰替運用)

第7条 企業長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、

期間及び利率を定めて、基金に属する現金を事業費その他の経費に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。